

「区民等の意見提出手続」の結果報告書

1. 政策等の題名 「国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」

2. 案の公表の日 平成 27 年 7 月 1 日

3. 意見提出期間 平成 27 年 3 月 21 日から平成 27 年 4 月 20 日まで
(30 日間)

4. 意見提出実績

総数 3 件（個人のみ）、延べ 3 項目

・電子掲示板 3 件

5. お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方

別紙 1 のとおり

6. 方針案及び計画案の修正について

別紙 2 のとおり

7. その他

本区民意見聴取等は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき行ったもので、その手続については「杉並区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 27 条に規定する評価書の公示及び意見の聴取等に関する規則」により実施したものである。

8. 問い合わせ先

国保年金課国民年金係

電話 03-3312-2111

区民意見の概要と区の考え方

| 項目 | 意見の概要 | 区の考え方 |
|--------------------------|---|--|
| その他(評価書全般に対するご意見) | | |
| | <p>そもそもマイナンバーという一括した番号で「国民健康保険に関する個人情報」「国民年金」「介護保険」「児童手当」に関する事務について、一括してナンバー登録するというのに意見を個別に求めること自体理解できません。一括するということに対してなぜ個別に意見募集するのでしょうか？そもそも一括ナンバーによる管理に情報漏えいの際の危険、などを考えると問題あるのではないのでしょうか？</p> | <p>特定個人情報保護評価については、番号法第 26 条で定められる指針「特定個人情報保護評価指針第 4 の 2」により、原則として番号法別表第一の事務の単位で実施することとされています。今回ご意見を募っている国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当の各事務の特定個人情報保護評価についても、この指針により番号法別表第一の事務の単位で実施しているものです。</p> <p>また、マイナンバー制度に関する安全対策の取り組みとしましては、特定個人情報の管理については、内閣官房社会保障改革担当室・内閣府大臣官房番号制度担当室作成の「社会保障・税番号制度 概要資料平成 27 年 2 月版 (P 16～17)」(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/h2702_gaiyou_siryou.pdf) にまとめられていますので、ご参照ください。</p> |
| | <p>私は共通番号制(マイナンバー制度)の廃止を求めています。特に自治体の準備の遅れが伝えられていますので、自治体として、実施時期の延期を強く求めています。</p> | <p>マイナンバー制度は法律に定められた制度であることから、区におきましても法令等に基づき制度を実施してまいります。</p> <p>また、制度の準備につきましては、法令の定める時期に安全かつ適正な制度を開始するため、今後とも国や都と連携しながら進めてまいります。</p> |
| | <p>意見募集の方法について、周知の方法が十分ではない。また、受けるご意見は郵便・FAX・メールに限定せず、広く募る方法とすべき。</p> | <p>特定個人情報保護評価の区民意見聴取につきましては、区で実施する他の区民意見の提出手続と同様に広報・ホームページにて周知させていただき、ホームページの他、区政資料室、区民事務所、区立図書館及び特定個人情報保護評価書の担当部署を閲覧場所とし、郵便、FAX、メール、公式ホームページの掲示板にて意見を募る方法により広くご意見をお伺いしているところです。</p> |

国民年金に関する事務 重点項目評価書(案)の修正一覧

凡例：★印＝区民意見提出手続きによる
意見を踏まえた修正
・印＝その他の修正

| 修正箇所 | 重点項目評価書案 | 修正内容 (修正は下線部) | 修正理由 |
|---------------|--|--|--------------------------------|
| 評価書全般 | 介護保険課年金特別徴収端末 | ・ <u>介護保険伝送端末</u> | ・「介護保険に関する事務の全項目評価書」と記載を統一したため |
| 評価書全般 | 個人番号（個人コード） 個人番号（番号法） | ・ <u>個人コード</u> ・個人番号__ | 表下※ 1 に別途記載。 |
| 1P 評価書名 | 国民年金に関する事務（重点項目評価書） | ・ <u>国民年金に関する事務 重点項目評価書</u> | ・記載を統一するため。 |
| 7P 2. 基本情報 | ④記録される項目 その妥当性 1. 識別情報 ・その他識別情報（内部番号） （世帯コード・個人コード *） | ④記録される項目 その妥当性 1. 識別情報 ・その他識別情報（内部番号） ・（世帯コード・個人コード__） | ・個人コードに関する説明文を削除したため。 |
| 7P 2 基本情報 | ④記録される項目 その妥当性 *個人コード…別添 1 に示す「個人番号（個人コード）」。 番号法に基づく「個人番号」とは異なる区独自の識別番号。以下、同様とする。 | ④記録される項目 その妥当性 ・__ | ・説明文の削除。 |

| 修正箇所 | 重点項目評価書案 | 修正内容 (修正は下線部) | 修正理由 |
|---|--|--|--|
| 8P 4 特定個人情報フ ァイルの取扱いの 委託 | 委託事項 1 国民年金システムの運用 | 委託事項 1 ・国民年金システム__運用 | ・記載を統一するため。 |
| 11P 6. 特定個人情報 の保管・消去 | 保管場所※ 記載なし | 保管場所※ ・ <u>被保険者関係届(申出)書等の 関係帳票については、入退室管理 をする執務室内において鍵付き の書庫等で管理する。</u> | ・関係帳票の保管・管 理について記載がない ため追記。 |
| 13P 4. 特定個人情報 ファイルの取扱い の委託 | 委託事項 1 ・国民年金事務オペレーショ ン業務 | 委託事項 1 ・ <u>国民年金システム運用</u> | ・記載を統一するため。 |
| 13P 4. 特定個人情報 ファイルの取扱い の委託 | 委託事項 1 ①委託内容 ・各種処理の実行や帳票の印 刷 | 委託事項 1 ①委託内容 ・ <u>各種処理の実行や帳票の印刷 (オペレーション業務)</u> | ・記載を統一するため。 |
| 24P 2. 特定個人情報 の入手(情報提供 ネットワークシス テムを通じた入手 を除く。) | リスク:目的外の入手が行わ れるリスク リスクに対する措置の内容 ・記載なし ・記載なし | リスク:目的外の入手が行われ るリスク リスクに対する措置の内容 ・ <u>届出・申請用紙等について、あ らかじめ法令等により定められ た様式で提出されることから、必 要以外の情報が記載できない書 式とする。</u> ・ <u>被保険者情報の入力処理時に おいて、入力担当と点検担当を別に し、二重チェックを行うことで、</u> | ・第三者点検で指摘され た事項に対応するため、 記載を修正 ・被保険者情報の入力 処理時のリスク対策が ないため追記。 |

| 修正箇所 | 重点項目評価書案 | 修正内容 (修正は下線部) | 修正理由 |
|------|---|---|--|
| | <p>特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 （不適切な方法で入手が行われるリスク対策）</p> <p>記載なし</p> <p>（入手した特定個人情報が不正確であるリスク対策）</p> <p>記載なし</p> <p>記載なし</p> | <p><u>資料の取り違い等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。</u></p> <p>特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 （不適切な方法で入手が行われるリスク対策）</p> <p>・<u>国民年金に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である国民年金法及び国民年金市町村事務処理基準等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。</u></p> <p>（入手した特定個人情報が不正確であるリスク対策）</p> <p>・<u>他区市町村等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。</u></p> <p>・<u>国等から示される事務処理要領等を参考に事務処理対象者の個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。</u></p> | <p>・法令根拠に関する記載がないため追記。</p> <p>・第三者点検で指摘された事項に対応するため、記載を修正</p> <p>・同上</p> |

| 修正箇所 | 重点項目評価書案 | 修正内容 (修正は下線部) | 修正理由 |
|---------------------|--|--|-----------------------------------|
| 25P 3. 特定個人情報の使用 | <p>リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <p>本特定個人情報ファイル（国民年金ファイル・福祉住民登録外者等記録ファイル）</p> | <p>リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <p>・本特定個人情報ファイル__</p> | <p>・記載を統一するため。</p> |
| 25P 3. 特定個人情報の使用 | <p>リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク</p> <p>具体的な管理方法</p> <p>職員1人に付与されるIDは1つのみで、IDの共有を禁止する。</p> | <p>リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク</p> <p>具体的な管理方法</p> <p>・各システム共にユーザーIDの共有を禁止している。</p> | <p>・記載を統一するため。</p> |
| 25P 3. 特定個人情報の使用 | <p>リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク</p> <p>・その他の措置の内容</p> <p>（鍵は区が管理し、受託業者は解錠出来ない。）を行う。また入退室管理装置及び監視カメラを設置することで上記以外の者が当該可搬媒体を取り扱うリスクを防止する。</p> | <p>リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク</p> <p>・その他の措置の内容</p> <p>・（鍵は区が管理し、受託業者は解錠出来ない。）を行うことで、<u>入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に区画、施錠した専用の室の外において上記以外の者が当該可搬媒体を取り扱うリスクを防止する。</u></p> | <p>・可搬媒体を取り扱う場所について記載がないため追記。</p> |

| 修正箇所 | 重点項目評価書案 | 修正内容 (修正は下線部) | 修正理由 |
|--|---|--|---|
| 26P 3. 特定個人情報の使用 | <p>リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク</p> <p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 （特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策）</p> <p>記載なし</p> | <p>リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク</p> <p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 （特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策）</p> <p><u>・データ持ち出し時に使用する電子媒体（USBメモリ）は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。</u></p> | <p>・データ持ち出し時に使用する電子媒体（USBメモリ）の保管・消去に関して記載がないため追記。</p> |
| 26P, 30P, 33P, 38P 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | <p>リスク：委託先における不正な使用等のリスク その他の措置の内容</p> <p>委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を要求するなど、</p> | <p>リスク：委託先における不正な使用等のリスク その他の措置の内容</p> <p><u>・委託する際は、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を求め</u>るなど、</p> | <p>・第三者点検で指摘された事項に対応するため、記載を修正。</p> |

| 修正箇所 | 重点項目評価書案 | 修正内容 (修正は下線部) | 修正理由 |
|---|---|---|---|
| 26P 4. 特定個人情報 ファイルの取扱い の委託 | ・記載なし 記載なし 記載なし | ・ <u>操作権限によって画面に表示される項目及び発行する帳票は必要なもののみとする。</u> ・ <u>システム運用を行う専用の室では、管理基準で携帯電話、カメラ等の使用を禁止している。</u> ・ <u>システムの操作ログを記録している。</u> | ・委託先における不正使用の防止対策を迫記。 ・同上 ・同上 |
| 27P 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク ・本特定個人情報ファイル（国民年金ファイル・福祉住民登録外者等記録ファイル） | リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク ・本特定個人情報ファイル__ | 記載を統一するため。 |
| 28P 7. 特定個人情報の保管・消去 | リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容 (申請書等の保管対策) 申請書等の紙媒体については、 | リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容 (申請書等の保管対策) ・ <u>申請書、帳票等の紙媒体については、</u> | 紙媒体について、その対象に帳票等が含まれることを明記。 |

※1・・・これまで杉並区では、電算処理等で住民等を識別するための8桁の識別子（コード）について

電算記録項目として、「個人コード」もしくは「個人番号」という名称で登録を行い、利用してきた。

一方、番号法の施行に伴い、杉並区においても番号法で定めるところの12桁の「個人番号」を電算記録項目として登録する必要がある。今後、一般的には、「個人番号」とは、この12桁の番号を指すこととなることから、区民等への分かりやすさの観点から、区においても当該12桁の番号については、記録項目名として「個人番号」を用いることが望ましい。このため、既存の「個人コード」・「個人番号」という名称で登録されている8桁の識別子については、「個人コード」という名称に一本化し、番号法に定める12桁の「個人番号」について「個人番号」という名称とすることとした。このことから、特定個人情報評価書においては、番号法2条第5項で規定する12桁の番号を「個人番号」、区既存電算システムにおいて住民等を識別するために利用する8桁の番号を「個人コード」と記載することとする。